

令和元年度第2回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和元年5月24日(金) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 大会議室

開 会 令和元年5月24日(金) 午後2時

出席委員 14名

1番 伊藤 正敏 2番 酒井 温司 3番 浅井 尊弘 4番 八木 一広

5番 中野 浩光 6番 三宅 正恭 7番 日下部錠一 8番 岩田 房喜

9番 石塚 芳政 10番 後藤 正臣 11番 林 秀雄 12番 水野 格廉

13番 石川 雄二 14番 櫻井 重利

農地利用最適化推進委員 2名

猪子 勝三 堀田 啓

欠席委員 早川 由信

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 石田 隆

主 事 石塚 正己、日下部 錬

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件

議案第2号 農地法3条の規定による許可申請 1件

議案第3号 農地法5条の規定による許可申請 2件

(2) 報告案件

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 2件

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 12件

2 その他

会

長 こんにちは。

日差しも、日に日に強くなってきて水稻を中心に農繁期となってきます。委員の皆さまにおかれても、これから多忙な時期を迎えます。体調管理には十分注意していただきたいと思います。

では、只今から、令和元年度第2回清須市農業委員会を開催いたします。

本日の出席議員は14名で、定足数に達していることをご報告いたします。

また、農地最適化推進委員は早川委員より欠席の連絡を頂いておりますが、2名出席しております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は6番三宅 正恭委員と7番 日下部錠一委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

(1) 議決案件について

【議案第2号】

・農地法3条の規定による許可申請……………1件

【議案第3号】

・農地法5条の規定による許可申請……………2件

(2) 報告案件について

【報告第3号】

・農地法第4条第1項第7号の規定による届出……………2件

【報告第4号】

・農地法第5条第1項第6号の規定による届出……………12件

それでは、【議案第2号】 農地法3条の規定による許可申請 1件を議題といたします。

1番から事務局に説明を求めます。

事務局 議案書1ページ、番号1をご覧ください。

申請地は、春日須ヶ田_____で登記、現況ともに畑で面積は283.73㎡です。

譲渡人を _____ 様 _____ 様、譲受人を _____ 様

とする所有権移転の申請です。

労力不足により耕作できないため農地をゆずりたい _____ 様
_____ 様と 農業経営規模の拡大をしたい _____ 様
からの申請になります。

_____ 様は、トラクター、耕運機、軽トラを1台所有しており、従事日数は150日、経営面積は2,405㎡、通作距離は平均3km、平均通作時間は7分です。その他申請書の内容から不許可の要件である7項目のいずれも該当しないと判断されます。

以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、林委員ですが。

林 委 員 特に問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」とすることといたします。

続きまして、【議案第3号】 農地法5条の規定による許可申請2件を議題といたします。

3番から事務局に説明を求めます。

事 務 局 2ページ目、議案3号、番号3をご覧ください。

申請地は、春日宮重町_____、登記畑、現況休耕畑で面積は合計498㎡です。

借人及び貸人は議案書のとおりです。駐車場造成のための賃借権設定の農地転用になります。

申請者の_____は、北名古屋市に本社を置き、食品や医薬品等の自動包装機械の製造、販売を主な業務とする法人です。転用の目的は、春日宮重町内にある社員寮の駐車場として利用するというものです。以前利用していた駐車場が土地所有者の都合により立ち退きすることになり、近隣にて駐車場として利用できる土地を探していたところ、申請地所有者より承諾を得ることができ、本申請に至りました。

申請地は、特定土地改良事業の区域内にある農地であることから、

立地基準は第1種農地に該当します。また、申請地は、既存集落に接続する農地であり、申請地周辺の他の所有農地との比較検討の結果、申請地以外では代替性が確保できないため、許可基準はイー（イ）－c－（e）住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものに該当します。

また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、後藤委員ですが。

後 藤 委 員 特に問題ありません。

他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

事 務 局 続きまして、4番、事務局に説明を求めます

2ページ目、議案3号、番号4をご覧ください。

申請地は、春日白弓_____、登記田、現況休耕田で面積は123㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書のとおりです。回収ステーション置場のための農地転用です。

申請者は、資源ゴミのリサイクルを主な業務としておりリサイクル原料を地域住民から回収する鉄囲い、いわゆる回収ステーションを東海三県に設置し原料調達を行っています。本社で回収ステーションの生産を行っており、従来は本社内の空きスペースに置いていましたが、現在資源ゴミ回収車両の通行に使用しているため、代わりの回収ステーション置場を探していたところ、現所有者の方から申請地を譲り受ける話がまとまり、本申請に至りました。

申請地は、市街化調整区域で、名古屋高速16号一宮線春日出口より概ね____m以内の区域にある農地です。農地区分は、「運用通知第2の1の(1) エ-(ア)-a-(b) インターチェンジなどから300m以内の区域

にある農地」に該当するため、第3種農地と判断でき、原則許可となります。

また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は私になりますが。

会 長 特に問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、(2) 報告案件に入ります。

【報告第3号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事 務 局 (第4条届出) では、読み上げさせていただきます。

番号 1、西田中松本____で登記、現況共に畑です。

中 野 委 員 特に問題ありません。

事 務 局 番号 2、清洲馬橋_____で登記畑、現況宅地です。

中 野 委 員 こちらも問題ありません。

事 務 局 農地法第4条第1項第7号の規定による届出については以上になります。

会 長 以上の件について、何か質問等ありませんか。

続きまして、【報告第4号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事 務 局 (第5条届出) では、読み上げさせていただきます。

番号 2、西市場三丁目____で登記、現況共に畑です。

日下部委員 問題ありません。

事務局 番号 3、廻間三丁目____で登記田、現況畑です。

日下部委員 こちらも問題ありません。

事務局 番号 8、西田中蓮池____で登記、現況共に田です。

中野委員 問題ありません。

事務局 番号 9、西枇杷島町北大和____で登記田、現況宅地です。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 番号 10、一場御園____で登記田、現況休耕田です。

三宅委員 問題ありません。

事務局 番号 11、一場神明前____で登記畑、現況雑種地
一場神明前____で登記田、現況雑種地です。

三宅委員 問題ありません。

事務局 番号 12、寺野美鈴____で登記畑、現況雑種地です。

浅井委員 問題ありません。

事務局 番号 13 阿原宮前____で登記、現況共に畑です。

八木委員 問題ありません。

事務局 番号 14、西田中松本____で登記、現況共に畑です。

中野委員 問題ありません。

事務局 番号 15、桃栄一丁目____で登記畑、現況雑種地です。

堀 田 委 員 問題ありません。

事 務 局 番号 16、新清洲五丁目____で登記田、現況畑です。

石 塚 委 員 問題ありません。

事 務 局 番号 17、花水木二丁目____で登記田、現況共に畑です。

岩 田 委 員 問題ありません。

事 務 局 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出については
以上になります。

会 長 以上の件について、何か質問等ありませんか。
それでは、その他、へ移ります。事務局何かありますか。

事 務 局 特にありません。

会 長 それでは、次回の開催について確認します。
令和元年 6 月 2 5 日 火曜日、午後 2 時から、場所は清須市役所南
館 3 階大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願ひします。
以上で令和元年度第 3 回農業委員会を閉会します。
本日はご苦労様でした。

—終了時刻午後 2 時 3 0 分—

会 長 _____

6 番委員 _____

7 番委員 _____